

第 2 1 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(退職報償金支給の制限) 第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 （1） <u>禁錮</u> ^こ 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 〔略〕	(退職報償金支給の制限) 第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第33条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第33条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 〔略〕 2 〔略〕 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 〔略〕 4～6 〔略〕
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市表彰条例の一部改正）

第3条 加東市表彰条例（平成18年加東市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(資格の喪失) 第 7 条 表彰者が懲役又は禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰者名簿の登録を抹消することができる。	(資格の喪失) 第 7 条 表彰者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、表彰者名簿の登録を抹消することができる。

(加東市良好な環境の保全に関する条例の一部改正)

第 4 条 加東市良好な環境の保全に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
第 6 章 罰則 第 1 1 1 条 第 1 9 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置又は変更した者は、1 年以下の懲役又は 1 0 万円以下の罰金に処する。	第 6 章 罰則 第 1 1 1 条 第 1 9 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置又は変更した者は、1 年以下の拘禁刑又は 1 0 万円以下の罰金に処する。

(加東市消防団条例の一部改正)

第 5 条 加東市消防団条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(欠格条項) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。	(欠格条項) 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) <u>禁錮^こ</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 〔略〕	(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 〔略〕
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年加東市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
附 則 （経過措置） 第3条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは	附 則 （経過措置） 第3条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 〔略〕 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは

第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、 1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、 1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 加東市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年加東市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の

用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、
図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５
０万円以下の罰金に処する。

用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、
図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の拘禁刑又は
５０万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- ２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- ３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の加東市

一般職の職員の給与に関する条例第33条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第 2 1 号議案 要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
(要旨)

1 制定理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、関係する条例について所要の整理を行うものである。

2 制定内容

次に掲げる条例の規定中「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めること。

- (1) 加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第 1 条関係）
- (2) 加東市一般職の職員の給与に関する条例（第 2 条関係）
- (3) 加東市表彰条例（第 3 条関係）
- (4) 加東市良好な環境の保全に関する条例（第 4 条関係）
- (5) 加東市消防団条例（第 5 条関係）
- (6) 加東市個人情報の保護に関する法律施行条例（第 6 条関係）
- (7) 加東市議会の個人情報の保護に関する条例（第 7 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日